

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により、消費者に広く受け入れられている。しかしながら一方では、クレジット取引を利用した悪質な販売行為や利用者の返済能力を超えた過剰なクレジット契約等による被害が多発しており、クレジットシステムの提供者としてのクレジット会社の対応等が問われている。

このような中、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から割賦販売法の改正に関する審議を重ねているが、法改正に当たっては、消費者が安心してクレジット契約を利用できるよう、クレジット会社の責任において、クレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度となる必要がある。

よって国におかれては、割賦販売法の改正において、次の事項を実現されるよう強く要望するものである。

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性のある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1、2回払いのクレジット契約も適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
経済産業大臣